

緑が丘地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	緑が丘地区まちづくり計画
対象となる区域	緑が丘の一部
区域の面積	約6.8ha
まちづくりの目標	当地区は、文教の町とうたわれ、緑が丘の名にふさわしい緑豊かで閑静な住宅地を形成している。今後はこの住環境を維持、保全し、さらに住み良いまちづくりの実現を目標とする。
まちづくりの方針	上記目標に向け、周辺のまちなみと調和した低層住宅中心の緑豊かな住宅地を形成する。
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第2項の規定による第2種低層住居専用地域内で建築することができる建築物以外は建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。
	建築物等の高さの最高限度 階数は、地階を除き3階以下で、かつ、高さは12m以下とする。 ただし、基準日（この協定の締結の日をいう。以下同じ。）にこれを超えている建築物等を建て替えるときは、基準日の階数及び高さまで建築することができるものとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限 【建築物等】 (1) 屋根の色は、黒、グレー、茶、濃緑又は濃紺等の落ち着いた色調とする。 (2) 外壁の色は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。 【広告物等】 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観形成上支障がないものとする。
	垣又はさくの構造の制限 道路に面して垣又はさを設ける場合は、次に該当するものとする。 (1) 生垣、植栽、板塀、竹垣又は透過性フェンス (2) コンクリートブロック、石積み等で高さが0.6m以下のもの
その他	緑化の推進 緑豊かな住環境の実現に配慮し、常に緑化に努める。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成15年10月31日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成17年11月4日及び平成22年8月10日に一部変更（いずれも区域拡大）しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。